

## 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

国会において持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立した。

国保改革に当たっては、国と地方の協議により地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られるところである。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用して、乳幼児医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなどの事業内容の拡充に取り組む自治体があることも報告されているところである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療費の助成制度など、単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要望する。

### 記

1. 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、全国市長会、知事会等の意見を踏まえた結論を出すこと。
2. 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性のある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月15日

大 阪 府 茨 木 市 議 会